

# IV 資料

## 1 施設概要

所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下1丁目5番25号		
敷地面積	1,007.52㎡		
建物面積	496.17㎡		
延床面積	464.96㎡		
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建		
諸室面積	展示室	93㎡	
	画室	28㎡	
	映像コーナー	16㎡	
	ホール・休憩コーナー	228㎡	

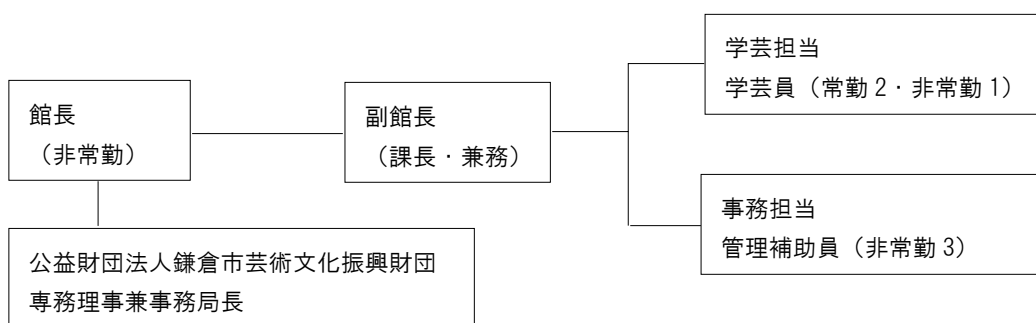


## 2 利用案内

開館時間	午前9時～午後5時（入館は4時30分まで）		
休館日	月曜日（祝日の場合は開館し、翌平日を休館） 年末年始 展示替期間など		
観覧料	企画展	一般	200円（140円）
		小・中学生	100円（70円）
	特別展	一般	300円（210円）
		小・中学生	150円（100円）
	※（ ）内は20名以上の団体料金		
交通案内	JR横須賀線・江ノ電「鎌倉駅」下車、小町通りを北に徒歩7分左折		



## 3 組織及び職員名簿



### 職員名簿

館長	真室佳武		
専務理事兼事務局長	岡林馨		
副館長	箕輪智子		
学芸員	今西彩子	小林美香	鏑木祐子
管理補助員	安斉節子	伊東真由子	高畑葉子

## 4 入館者数

※表の網掛け部分は特別展

	展覧会名	会 期	日数	入館者数	人/日
平成 29 年度	清方没後 45 年 女性美と自然美 — 神奈川とのゆかり —	平成29年4月20日～5月24日	31	2,971	96
	『續こしかたの記』刊行 50 周年記念 名品でたどる、清方のあゆみ	平成29年5月27日～7月2日	31	3,057	99
	清方の描いた 夏のけしき	平成29年7月7日～8月27日	45	2,775	62
	手元で愛でる卓上芸術 — 秋の情趣とともに —	平成29年9月2日～10月25日	46	3,200	70
	清方 江戸東京の美しき面影	平成29年10月28日～12月3日	31	2,663	86
	清方と祝う正月	平成29年12月8日～ 平成30年1月14日	28	2,176	78
	鏑木清方 幻想と文学 — 明治・大正の文学者とのかかわり —	平成30年1月19日～2月25日	33	2,208	67
	清方、人物を描く — 四季を彩る花々とともに —	平成30年3月2日～4月15日	39	2,791	72
	平成 29 年度計			284	21,841
平成 30 年度	開館 20 周年記念 鏑木清方の芸術展	平成30年4月20日～5月23日	31	3,556	115
	清方生誕 140 年記念 清らかに、うるわしく — 清方の 美人画 —	平成30年5月26日～7月1日	31	3,865	125
	清方の旅 — 涼を求めて金沢八景へ —	平成30年8月1日～8月26日	23	1,736	75
	色づく秋、色めく秋 — 清方の美	平成30年9月1日～10月17日	40	2,787	70
	泉鏡花生誕 145 年記念 清方描く、鏡花の世界	平成30年10月20日～11月25日	31	3,174	102
	水野年方没後 110 年 清方、紡がれる美の系譜 — 師から弟子へ	平成30年12月1日～ 平成31年1月14日	35	2,573	74
	佳人をゑがく — 清方の美人画を中心に —	平成31年1月19日～2月24日	32	1,909	60
	ゑがき、ゑがく 清方 — その優美な絵の世界 —	平成31年3月2日～4月14日	38	2,855	75
	平成 30 年度計			261	22,455

## 5 美術館設置条例

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例  
(平成10年3月30日 条例第18号)

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鏑木清方の業績を永く後世に伝えるとともに、市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、鎌倉市鏑木清方記念美術館(以下「美術館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鎌倉市鐫木清方記念美術館	鎌倉市雪ノ下一丁目5番25号

(事業)

第3条 美術館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鐫木清方に関する美術品及び美術資料等(以下「鐫木美術品等」という。)の収集、保管、展示及び利用
- (2) 鐫木美術品等の調査及び研究
- (3) その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる美術館の管理に関する業務(以下「指定管理業務」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 美術館の利用の承認等に関する業務
- (2) 美術館の施設及び設備並びに鐫木美術品等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、同日後に最初に到来する日で休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)